

生活 パイロット

千円で換気扇がぴかぴかに

ちょっと掃除をしてもらうつもりが、高額なスチームクリーナーを購入させられるトラブルが県内でも発生し



ています。契約する際は注意してください。

【事例】「掃除のお試しキャンペーン中のため、千円で台所の換気扇を掃除しませんか」という電話があった。千円と安いので承諾したところ、油などの頑固な汚れを簡単に落とす実演があり、実演終了後、38万円ものスチームクリーナーを薦められるままに契約してしまった。高額なので解約したい。
【アドバイス】

掃除トラブルに注意

- ▼訪問販売ですの契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリングオフは可能です。
- ▼親切な業者に対して気遣いをしたり、その場の雰囲気の流れされることなく、購入の必要がなければ、はっきり「いりません」と断りましょう。
- ▼実演ではひどい汚れが簡単に落ちていたとしても、購入後、自分で使用したら重くて使いこなせない、という高年齢者からの相談もありました。
- ▼電話勧誘販売や訪問販売において、高額な商品を販売することが目的なのに、業者がそれを隠して訪問することや人を集めることは違法となります。
- ▼このようなトラブルが生じたときは、できるだけ早く、近くの市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談ください。

(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、☎097・534・0999 消費生活相談電話